

地震により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて、市民税の減免を受けられる場合があります。

【居住用財産（住宅・家財）が損害を受けた場合】

前年中の合計所得が1,000万円以下の方について、住宅又は家財への損失額が10分の3以上の損害があった方を対象に損害の程度と前年の合計所得金額に応じて市民税の8分の1から全額を減免する制度があります。

※減免の対象となるのは災害を受けた日以後の納期分に限ります。

【必要書類】

- ・減免申請書
- ・罹災証明書（コピー可）※住宅の場合
- ・罹災届出証明書（コピー可）※家財の場合
- ・損害保険の契約書、補てん金の支払明細書（保険金の補てんがある場合）
- ・被害状況申告書 ※家財の場合

【提出先】

- ・税務課市民税係
- ・各支所総合窓口課

【問い合わせ先】

税務課市民税係	0964-32-1402（直通）
	0964-32-1111（内線 1172～1174）
三角支所総合窓口課	0964-53-1111
不知火支所総合窓口課	0964-33-1111
小川支所総合窓口課	0964-43-1111
豊野支所総合窓口課	0964-45-2111